

日本機械学会におけるバナー広告の取扱要綱

2007年11月6日 広報理事会承認
2014年10月7日 広報理事会一部変更

1. バナーの体裁基準は、原則として以下の通りとする。
 - 1-1 サイズ 天地 138×72pixel (最大)
 - 1-2 イメージのターン数 アニメーション GIF ファイルを使用する場合のターン数は、5 ターンまでを目安とする。
 - 1-3 ファイルに関して 上記基準に従い広告主が用意する。(社名ロゴとマーク程度が原則)
2. バナー広告掲載料の基準は、以下の通りとする。
 - 2-1 トップページ 110,000 円/月(税別)(申込みは6ヶ月単位/1年契約は120万円。)
 - 2-2 その他のページ 40,000 円/月(税別)(申込みは3ヶ月単位/1年契約は40万円。)

但し、本会特別員が契約をする場合には、1 バナーあたりトップページは10万円/月(税別)(申込みは6ヶ月単位/1年契約は100万円。)、その他のページは3万円/月(税別)(申込みは3ヶ月単位/1年契約は30万円。)とする。

バナー広告掲載期間は、広告主と本会双方が掲載を確認した日から起算し、契約終了月の同日(同日がない場合はその翌日)までとする。

3. 本部取扱いのバナー広告掲載の手順
 - 3-1 本部は、日本機械学会におけるバナー広告の取扱規定に準じて広告主を募集する。
 - 3-2 掲載内容は、広報・情報部会で審議し、部会長(広報理事)が決定する。
 - 3-3 申請結果は、本会広報・情報部会長名で広告主へ掲載可否の連絡をした後、本部が掲載作業を行い、掲載後に請求書を発行する。
 - 3-4 バナー広告掲載期間終了にあたっては、広告主による延長の申し出がない場合は、本部にて速やかにバナーの掲載を取り止める。
4. 本会支部・部門のバナー広告掲載の手順
 - 4-1 支部・部門は、日本機械学会におけるバナー広告の取扱規定に準じて広告主を募集し、本会広報・情報部会宛に申請をする。

申請に必要な情報：

広告企業情報(業種、取り扱い商品など)、リンク先 HP、バナーデザイン、バナー広告掲載場所、期間、掲載料、広告主の請求連絡先、申請組織連絡先等。

申請先：日本機械学会 広報・情報部会(担当 井上 理)

電話 (03) 5360-3503/E-mail: inoue@jsme.or.jp

- 4-2 申請内容は、本会広報・情報部会で審議し、部会長(広報理事)が決定する。
- 4-3 申請結果は、本会広報・情報部会長名で申請組織連絡先に掲載可否等の連絡を行い、各支部・部門にて掲載作業後に本会より広告主に請求書を発行する。
- 4-4 バナー広告掲載期間終了にあたっては、広告主による延長の申し出がない場合、各支部・部門にて速やかにバナー広告を削除する。